

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 0 年度
計画主体	奈良県平群町

平群町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：平群町 観光産業課

所在地：生駒郡平群町吉新 1 丁目 1 - 1

電話番号：0 7 4 5 - 4 5 - 1 0 0 1 (代)

F A X：0 7 4 5 - 4 5 - 0 2 1 1

メールアドレス：sangyo@town.heguri.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	奈良県生駒郡平群町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稻、野菜、花卉、果樹	209万円	7.5ha
アライグマ	野菜、果樹	101万円	1.3ha
合計		310万円	8.8ha

(2) 被害の傾向

○イノシシ

町内全域において、イノシシの目撃情報は依然として増加傾向であり、年間を通じての農作物の食害や、掘り起こし、踏み荒らし等の被害が多発し、所得の減少のみならず、営農意欲の減退にもつながっている。また、人家付近での出没や農業被害の他にもイノシシの掘り起こしによって、路肩や側溝等が崩壊寸前となる状況も依然として多い。

○アライグマ

町内全域において、収穫前のスイカやトウモロコシ、果樹などの被害が発生しており、特にブドウ、イチゴの被害は深刻である。地域住民のアライグマの認知度は高くなってきているが、タヌキなどによる農作物被害と誤認するケースも頻繁に起きている。また、民家や空家の屋根裏での繁殖等による生活環境被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）	目標値（平成33年度）
被害金額	イノシシ：209万円 アライグマ：101万円 計310万円	イノシシ：190万円 アライグマ：90万円 計280万円
被害面積	イノシシ：7.5ha アライグマ：1.3ha 計：8.8ha	イノシシ：6.5ha アライグマ：0.8ha 計：7.3ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○町と猟友会、農業者が連携を図り有害鳥獣捕獲を継続的に実施。</p> <p>○猟友会による捕獲駆除（有害鳥獣駆除従事者証発行）（銃・わな）</p> <p>○町補助事業 イノシシの捕獲推進を図るため猪捕獲駆除奨励補助金の実施。</p>	<p>・ 猟友会員の高齢化により狩猟免許取得者が減少していることから、地域の捕獲従事者の確保と組織体制の整備に取り組んだが、従事者の確保がうまくいかず、なおも問題が残る。</p> <p>・ 捕獲機材（捕獲檻等）の十分な確保が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>○侵入防止柵設置補助事業（町単）</p> <p>農地に設置する侵入防止柵の設置補助の実施。</p>	<p>・ 被害が大きい地域への侵入防止柵の設置は、完了しているので、新たに被害が増えている地域の掘り起しが必要である。</p> <p>・ 設置済みの防護柵の維持、管理方法についても確立していく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>・ 平成22年3月に設立した信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会の活動を中心に、今後も鳥獣害対策として「啓発・学習」「防護」「駆除」の三原則を実施していく予定である。「啓発・学習」については、集落単位や地域単位で対象となる鳥獣の生態や防除のポイント等に関する研修会や学習会を開催し、各地域で取り組み可能なものから実践していく。特に生息環境管理として、収穫残渣や放任果樹の除去等を徹底することで野生鳥獣の集落依存度を低下させる。「防護」については、地域全体での効果的な防護行動が自主的に行えるように促し、既存の防護柵の維持、管理方法等も周知していく。「駆除」については、防護により防げなかった農作物への依存度が高い有害獣に対して地元猟友会と連携して実施する。ただ、猟友会組織においても年齢や人数等の問題もあることから、今後は被害集落内において狩猟免許の取得など捕獲者育成を促し、住民自らが駆除を行う地域ぐるみの自衛体制の確立を目指し、引き続き活動する。</p> <p>また、外来生物法に基づくアライグマ防除実施計画のもと、計画的で効果的なアライグマの防除を進めていく。</p> <p>そして、これらの対策を総合的に講じることで、鳥獣害の軽減を図っていく。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・有害鳥獣捕獲については、従来どおり（一社）奈良県猟友会平群支部へ依頼し、鳥獣被害対策実施隊と連携をしながら、わなによる捕獲を実施する。また、地元区長等の被害届により捕獲檻を各地区に配備し、迅速で継続的な捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31年度 ～ 33年度	イノシシ アライグマ	狩猟者の増加・育成を図るために、猟友会との連携のもと、集落や農家に対して免許取得の容易な「わな猟」免許取得を推進する。また、有害鳥獣の生態についての理解や狩猟技術の向上に向けた講習会や研修会への参加等を推進し、効果的な防除に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○イノシシ	奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。具体的には、近年の捕獲実績と被害状況等を考慮して年間捕獲頭数の設定をおこなう。
○アライグマ	被害が拡大する恐れがあり、近年の捕獲実績と被害状況等を考慮して、年間捕獲頭数の設定を行い、また特定外来生物であることから、地域から可能な限り排除するため出没の形跡があれば捕獲檻の設置により捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
イノシシ	350頭 (狩猟期間含む)	350頭 (狩猟期間含む)	350頭 (狩猟期間含む)
アライグマ	150頭 (狩猟期間含む)	150頭 (狩猟期間含む)	150頭 (狩猟期間含む)

捕獲等の取組内容
○イノシシ 被害届等に基づき、効果的と考えられる場所に捕獲檻等を設置し、被害軽減を図る。
○アライグマ 被害が拡大する恐れがあり、特定外来生物であることから箱わなを活用した捕獲を実施し、積極的に個体を排除する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
イノシシ (アライグマ含む)	侵入防止柵(電柵、金網柵含む) 地元より被害報告があり次第対応する	侵入防止柵(電柵、金網柵含む) 地元より被害報告があり次第対応する	侵入防止柵(電柵、金網柵含む) 地元より被害報告があり次第対応する

(2) その他被害防止に関する取組

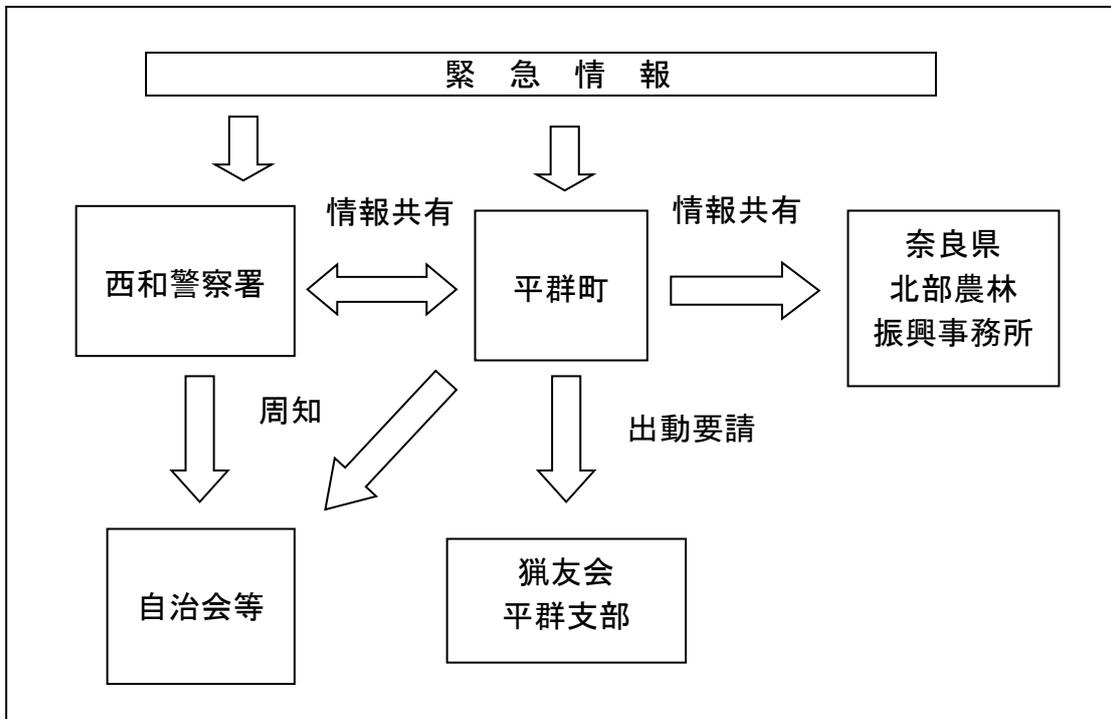
年度	対象鳥獣	取組内容
31年度 ～ 33年度	イノシシ アライグマ	住民自らが地域ぐるみで主体的に防除に取り組むよう、被害防止技術指導者の育成研修会や地域単位での講習会の開催、啓発パンフレットの作成等を行う。また、農産物残渣や放任果樹の適正管理、緩衝帯の整備等の生息環境管理活動にも積極的に取り組む。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
平群町	関係機関と連携を図り、住民への周知を通じた安全確保に努める。
(一社) 奈良県猟友会平群支部	行政機関との連絡体制を密にし、各隊員との連携のもと、緊急時の素早い情報提供、対応に努める。
奈良県西和警察署	行政機関との連絡体制を密にし、連携のもと、緊急時の素早い情報提供、対応に努める。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○イノシシ	食肉等としての利活用、または町が管轄する焼却施設で焼却処理する。
○アライグマ	町が管轄する焼却施設で焼却処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した個体（イノシシ）の一部を食肉加工業者に委託して処理加工し、町内道の駅にて食肉として販売する。また、精肉のみでなく加工品等としての利活用も推進する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
生駒市・平群町・三郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営 ・被害軽減のための各種活動 ・専門家との調整 ・地元指導者の育成及び狩猟者の育成 ・有害鳥獣被害対策に係る情報提供
奈良県北部農林振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に係る情報の提供と技術指導
(一社) 奈良県猟友会平群支部 (一社) 奈良県猟友会生駒支部	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲駆除の実施 ・狩猟技術の指導
奈良県農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農地被害状況の収集に関すること ・営農指導を通じた被害防除活動 ・被害軽減のための各種活動

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
地元自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に係る情報の連絡 ・地元住民への協力依頼

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

H24.10.1に設置し、町職員5名で構成されている。各関係機関と連携して有害鳥獣捕獲等、本計画に基づく被害防止施策を適切に実施。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

広域協議会が中心となり対策を推進する。関係団体や地元農家組合等においても啓発活動を行い、集落ぐるみの取組みを進める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関と鳥獣による被害の情報共有を図り、効果的な捕獲と防護を目指す。また、被害のある各地域において広域的かつ効率的な被害防止対策を実施する。